



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*50	和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	(総務学事課).....	4
*51	職員の配偶者同行休業に関する条例	(人事課).....	4
*52	和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例	(行政改革課).....	7
*53	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	7
*54	和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	7
*55	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課).....	8
*56	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(公営企業課).....	8
*57	和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課).....	8
*58	和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例	(子ども未来課).....	32
*59	和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	32
*60	和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例	(港湾空港課).....	32
*61	和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	33
*62	和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	34
*63	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(産業技術政策課).....	34

公布された条例のあらまし

◇	和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	和歌山県高等学校等修学支援対策基金について、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てることのできる特例を定めました。(附則第3項関係)
2	施行期日
	公布の日から施行します。
◇	職員の配偶者同行休業に関する条例
1	条例概要
	地方公務員法の一部改正に伴い、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するための休業(配偶者同行休業)に関し必要な事項を定めました。
	配偶者同行休業の期間 3年
2	施行期日
	公布の日から施行します。
◇	和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例
1	条例概要
	配偶者同行休業をしている職員を定数の外に置くため、所要の改正を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者同行休業をしている県立の学校以外の教育機関の職員の数を定数の外に置くため、所要の改正を行いました。（第 5 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者同行休業をしている職員を定員の外に置くため、所要の改正を行いました。（第 2 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者同行休業に伴う任期を定めて採用された職員を育児休業等をするのでない職員とするとともに、規定の整備を行いました。（第 2 条、第 10 条及び第 32 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者同行休業の期間の給与について定めました。（第 20 条の 3 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、以下のとおりです。

(1) 県民税

ア マンション敷地売却組合について収益事業課税とする等所要の措置を講ずることとしました。（第 18 条関係）

イ 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得 4,000 万円超の場合は 100 分の 45 とすることとしました。（第 24 条の 2 及び附則第 6 項の 10 の 2 関係）

ウ 法人税割の税率について、税率を 100 分の 4.0 とし、中小法人に対して課する場合の税率を 100 分の 3.2 とする措置を講ずることとしました。（第 31 条、附則第 14 項の 3 及び附則第 14 項の 4 関係）

エ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとしました。（附則第 5 項の 5 関係）

オ 個人の県民税の外国税額控除について、外国の所得税等のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の県民税の所得割額から控除することとしました。（第 2 4 条の 3 関係）

カ 国際課税原則の見直しに伴い、法人の県民税について、所要の措置を講ずることとしました。（第 3 3 条関係）

(2) 事業税

地方法人特別税の税率の引下げに伴い、法人の事業税について、所得割及び収入割の税率の引上げを行うこととしました。（附則第 2 3 項関係）

(3) 自動車税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で、平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度に新車新規登録を受けた自動車に係る翌年度の税率の特例措置について、軽減対象及び割合を見直しました。（附則第 1 4 項の 1 3 の 2 及び附則第 1 4 項の 1 3 の 3 関係）

イ 環境負荷の大きい自動車で、新車新規登録を受けた日から起算して一定年数を経過した自動車に係る平成 2 7 年度以後の税率の特例措置について、重課対象及び割合を見直しました。

（附則第 1 4 項の 1 1 及び附則第 1 4 項の 1 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1 の (1) のウ及び (2) の改正 平成 2 6 年 1 0 月 1 日

(2) 1 の (1) のエの改正 平成 2 7 年 1 月 1 日

(3) 1 の (1) のイの改正 平成 2 8 年 1 月 1 日

(4) 1 の (1) のカの改正 平成 2 8 年 4 月 1 日

(5) 1 の (1) のオの改正 平成 3 0 年 1 月 1 日

(6) 1 の (1) のアの改正 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

◇ 和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

1 条例概要

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うこととしました。（別表関係）

2 施行期日

平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県営住宅真砂団地及び県営住宅那賀団地を廃止しました。（別表第 1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県和歌山マリーナの北側緑地駐車場の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金の額の上限を定めるとともに、規定の整備を行うこととしました。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新たに和歌山県立伊都中央高等学校を設置するとともに、和歌山県立青陵高等学校及び和歌山県立陵雲高等学校を廃止することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

平成27年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

本人確認情報の利用に係る知事以外の県の執行機関及び事務に、新たに公安委員会及び放置違反金の納付命令等に関する事務を加えました。(別表第2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定等を行いました。(別表第3第6項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第50号

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成21年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 基金は、第6条の規定にかかわらず、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第51号

職員の配偶者同行休業に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項、第7項、第8項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第 3 条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第 4 条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由（6か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第 7 条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により就業しなくなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平

成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第 8 条 配偶者同行休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第 9 条 任命権者は、第 2 条又は第 6 条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第 2 号に掲げる任用は、申請期間について 1 年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて任用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第 1 項の規定により任期を定めて任用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第 10 条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を 100 分の 50 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則若しくは教育委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第 11 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 37 年和歌山県条例第 57 号）第 7 条の 4 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第 7 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用につい

ては、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数（地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

第 12 条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 52 号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成 9 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年和歌山県条例第 51 号）第 2 条の規定により、配偶者同行休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 53 号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和 31 年和歌山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「及び」を「、」に改め、「自己啓発等休業をしている職員の数」の次に「及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年和歌山県条例第 51 号）第 2 条の規定により配偶者同行休業をしている職員の数」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 54 号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (6) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年和歌山県条例第51号）第 2 条の規定により、配偶者同行休業をしている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第55号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

第10条第 1 号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の 6 第 7 項又は育児休業法」に改める。

第32条第 2 号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第56号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年和歌山県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業をすることを承認された職員の給与）

第20条の 3 地方公務員法第26条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をすることを承認された職員には、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第57号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「マンション建替組合」の次に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第24条の2第2項第1号の表中「超える」を「超え4,000万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

4,000万円を超える金額	100分の45
---------------	---------

第24条の3中「相当する税（）」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額」を加える。

第31条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第33条第1号中「及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合」及び「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）」を「、第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）」、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）又は第144条の6第1項」に改める。

附則第5項の5中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「財産（同条第6項から第10項まで」を「財産（同条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6項の3第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

附則第6項の6第2号中「第95条」の次に「若しくは第165条の6」を加える。

附則第6項の10の2を次のように改める。

6の10の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第24条の2及び前項（これらの規定を次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第24条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前項第3号中「100分の50」とあ

るのは「100分の49.16」と、同項第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同項第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

附則第11項の4中「第7条の4の2第2項第2号の2」を「第7条の4の2第2項第2号」に改める。

附則第14項の2の25中「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第14項の3中「100分の5.8」を「100分の4.0」に改める。

附則第14項の4中「5.8分の0.8」を「4.0分の0.8」に改める。

附則第14項の11中「及び附則第14項の12の2」を「、附則第14項の12の2及び附則第14項の13の2」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「、メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。）及びガソリン」に、「次項において」を「次項及び附則第14項の12の2第3号において」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	1万900円
	1万3,800円	1万5,800円
	1万5,700円	1万8,000円
	1万7,900円	2万500円
	2万500円	2万3,500円
	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,200円	3万1,200円

	4 万 7 0 0 円	4 万 6, 8 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 1 号 イ	2 万 9, 5 0 0 円	3 万 3, 9 0 0 円
	3 万 4, 5 0 0 円	3 万 9, 6 0 0 円
	3 万 9, 5 0 0 円	4 万 5, 4 0 0 円
	4 万 5, 0 0 0 円	5 万 1, 7 0 0 円
	5 万 1, 0 0 0 円	5 万 8, 6 0 0 円
	5 万 8, 0 0 0 円	6 万 6, 7 0 0 円
	6 万 6, 5 0 0 円	7 万 6, 4 0 0 円
	7 万 6, 5 0 0 円	8 万 7, 9 0 0 円
	8 万 8, 0 0 0 円	10 万 1, 2 0 0 円
	11 万 1, 0 0 0 円	12 万 7, 6 0 0 円
	第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 5 0 0 円
9, 0 0 0 円		9, 9 0 0 円
1 万 2, 0 0 0 円		1 万 3, 2 0 0 円
1 万 5, 0 0 0 円		1 万 6, 5 0 0 円
1 万 8, 5 0 0 円		2 万 3 0 0 円
2 万 2, 0 0 0 円		2 万 4, 2 0 0 円
2 万 5, 5 0 0 円		2 万 8, 0 0 0 円

	2 万 9, 500 円	3 万 2, 400 円
	4, 700 円	5, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	8, 800 円
	1 万 1, 500 円	1 万 2, 600 円
	1 万 6, 000 円	1 万 7, 600 円
	2 万 5 0 0 円	2 万 2, 500 円
	2 万 5, 500 円	2 万 8, 000 円
	3 万円	3 万 3, 000 円
	3 万 5, 000 円	3 万 8, 500 円
	4 万 5 0 0 円	4 万 4, 500 円
	6, 300 円	6, 900 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (ア)	7, 500 円	8, 200 円
	1 万 5, 100 円	1 万 6, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (イ)	1 万 2 0 0 円	1 万 1, 200 円
	2 万 6 0 0 円	2 万 2, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (イ)	2 万 6, 500 円	2 万 9, 100 円
	3 万 2, 000 円	3 万 5, 200 円
	3 万 8, 000 円	4 万 1, 800 円

	4 万 4, 000 円	4 万 8, 400 円
	5 万 5 00 円	5 万 5, 500 円
	5 万 7, 000 円	6 万 2, 700 円
	6 万 4, 000 円	7 万 4 00 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 000 円	3 万 6, 300 円
	4 万 1, 000 円	4 万 5, 100 円
	4 万 9, 000 円	5 万 3, 900 円
	5 万 7, 000 円	6 万 2, 700 円
	6 万 5, 500 円	7 万 2, 000 円
	7 万 4, 000 円	8 万 1, 400 円
	8 万 3, 000 円	9 万 1, 300 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	5, 100 円
	6, 000 円	6, 900 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	1 万 3, 800 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (ウ)	2 万 2, 000 円	2 万 5, 300 円
	9, 500 円	1 万 9 00 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (ア)	1 万 6, 000 円	1 万 8, 400 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (イ)	2 万 3, 600 円	2 万 7, 100 円

	2 万 7, 600 円	3 万 1, 700 円
	3 万 1, 600 円	3 万 6, 300 円
	3 万 6, 000 円	4 万 1, 400 円
	4 万 8 00 円	4 万 6, 900 円
	4 万 6, 400 円	5 万 3, 300 円
	5 万 3, 200 円	6 万 1, 100 円
	6 万 1, 200 円	7 万 3 00 円
	7 万 4 00 円	8 万 9 00 円
	8 万 8, 800 円	10 万 2, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (エ)	2 万 9, 500 円	3 万 3, 900 円
	1 万 3, 000 円	1 万 4, 900 円
第 61 条 第 2 項 第 1 号	3, 700 円	4, 100 円
	4, 700 円	5, 200 円
	6, 300 円	6, 900 円
第 61 条 第 2 項 第 2 号	5, 200 円	5, 700 円
	6, 300 円	6, 900 円
	8, 000 円	8, 800 円

附則第 14 項の 12 を次のように改める。

14 の 12 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自

動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条第1項及び第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	1万400円
	1万3,800円	1万5,100円
	1万5,700円	1万7,200円
	1万7,900円	1万9,600円
	2万500円	2万2,500円
	2万3,600円	2万5,900円
	2万7,200円	2万9,900円
	4万700円	4万4,700円
第61条第1項第1号イ	2万9,500円	3万2,400円
	3万4,500円	3万7,900円
	3万9,500円	4万3,400円
	4万5,000円	4万9,500円

	5 万 1, 000 円	5 万 6, 100 円
	5 万 8, 000 円	6 万 3, 800 円
	6 万 6, 500 円	7 万 3, 100 円
	7 万 6, 500 円	8 万 4, 100 円
	8 万 8, 000 円	9 万 6, 800 円
	11 万 1, 000 円	12 万 2, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 500 円	7, 100 円
	9, 000 円	9, 900 円
	1 万 2, 000 円	1 万 3, 200 円
	1 万 5, 000 円	1 万 6, 500 円
	1 万 8, 500 円	2 万 3 0 0 円
	2 万 2, 000 円	2 万 4, 200 円
	2 万 5, 500 円	2 万 8, 000 円
	2 万 9, 500 円	3 万 2, 400 円
	4, 700 円	5, 100 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	8, 800 円
	1 万 1, 500 円	1 万 2, 600 円
	1 万 6, 000 円	1 万 7, 600 円

	2 万 5 0 0 円	2 万 2, 5 0 0 円
	2 万 5, 5 0 0 円	2 万 8, 0 0 0 円
	3 万 円	3 万 3, 0 0 0 円
	3 万 5, 0 0 0 円	3 万 8, 5 0 0 円
	4 万 5 0 0 円	4 万 4, 5 0 0 円
	6, 3 0 0 円	6, 9 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ(7)	7, 5 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 万 5, 1 0 0 円	1 万 6, 6 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ(イ)	1 万 2 0 0 円	1 万 1, 2 0 0 円
	2 万 6 0 0 円	2 万 2, 6 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア(イ)	2 万 6, 5 0 0 円	2 万 9, 1 0 0 円
	3 万 2, 0 0 0 円	3 万 5, 2 0 0 円
	3 万 8, 0 0 0 円	4 万 1, 8 0 0 円
	4 万 4, 0 0 0 円	4 万 8, 4 0 0 円
	5 万 5 0 0 円	5 万 5, 5 0 0 円
	5 万 7, 0 0 0 円	6 万 2, 7 0 0 円
	6 万 4, 0 0 0 円	7 万 4 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 0 0 0 円	3 万 6, 3 0 0 円

	4 万 1, 000 円	4 万 5, 100 円
	4 万 9, 000 円	5 万 3, 900 円
	5 万 7, 000 円	6 万 2, 700 円
	6 万 5, 500 円	7 万 2, 000 円
	7 万 4, 000 円	8 万 1, 400 円
	8 万 3, 000 円	9 万 1, 300 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	4, 900 円
	6, 000 円	6, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	1 万 3, 200 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (カ)	2 万 2, 000 円	2 万 4, 200 円
	9, 500 円	1 万 4 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (ア)	1 万 6, 000 円	1 万 7, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (イ)	2 万 3, 600 円	2 万 5, 900 円
	2 万 7, 600 円	3 万 3 0 0 円
	3 万 1, 600 円	3 万 4, 700 円
	3 万 6, 000 円	3 万 9, 600 円
	4 万 8 0 0 円	4 万 4, 800 円
	4 万 6, 400 円	5 万 1, 000 円

	5 万 3, 200 円	5 万 8, 500 円
	6 万 1, 200 円	6 万 7, 300 円
	7 万 4 00 円	7 万 7, 400 円
	8 万 8, 800 円	9 万 7, 600 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (エ)	2 万 9, 500 円	3 万 2, 400 円
	1 万 3, 000 円	1 万 4, 300 円
第 61 条 第 2 項 第 1 号	3, 700 円	4, 100 円
	4, 700 円	5, 200 円
	6, 300 円	6, 900 円
第 61 条 第 2 項 第 2 号	5, 200 円	5, 700 円
	6, 300 円	6, 900 円
	8, 000 円	8, 800 円

附則第 14 項の 12 の 2 中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第 2 号中「平成 21 年 10 月 1 日（」の次に「同法第 40 条第 3 号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第 4 号及び附則第 14 項の 13 の 2 第 5 号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の次に「及び附則第 14 項の 13 の 2 第 2 号」を加え、同項第 3 号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。附則第 14 項の 13 の 2 第 3 号において同じ。）」を加え、同項第 4 号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 80 条第 1 号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項から附則第 14 項の 13 の 4 までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第 78 条第 1 項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（

附則第14項の13の2第4号及び第14項の13の4において「基準エネルギー消費効率」という。)に、「次項及び附則第14項の13の2」を「次項から附則第14項の13の4まで」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項から附則第14項の13の3までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)に改め、同項に次の表を加える。

第61条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
	第61条第1項第1号イ	2万9,500円
3万4,500円		1万7,500円
3万9,500円		2万円
4万5,000円		2万2,500円
5万1,000円		2万5,500円

	5 万 8, 000 円	2 万 9, 000 円
	6 万 6, 500 円	3 万 3, 500 円
	7 万 6, 500 円	3 万 8, 500 円
	8 万 8, 000 円	4 万 4, 000 円
	11 万 1, 000 円	5 万 5, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ア	6, 500 円	3, 500 円
	9, 000 円	4, 500 円
	1 万 2, 000 円	6, 000 円
	1 万 5, 000 円	7, 500 円
	1 万 8, 500 円	9, 500 円
	2 万 2, 000 円	1 万 1, 000 円
	2 万 5, 500 円	1 万 3, 000 円
	2 万 9, 500 円	1 万 5, 000 円
	4, 700 円	2, 400 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 イ	8, 000 円	4, 000 円
	1 万 1, 500 円	6, 000 円
	1 万 6, 000 円	8, 000 円
	2 万 5 0 0 円	1 万 5 0 0 円

	2 万 5, 500 円	1 万 3, 000 円
	3 万円	1 万 5, 000 円
	3 万 5, 000 円	1 万 7, 500 円
	4 万 5 0 0 円	2 万 5 0 0 円
	6, 300 円	3, 200 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (ア)	7, 500 円	4, 000 円
	1 万 5, 100 円	8, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 2 号 ウ (イ)	1 万 2 0 0 円	5, 500 円
	2 万 6 0 0 円	1 万 5 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	6, 000 円
	1 万 4, 500 円	7, 500 円
	1 万 7, 500 円	9, 000 円
	2 万円	1 万円
	2 万 2, 500 円	1 万 1, 500 円
	2 万 5, 500 円	1 万 3, 000 円
	2 万 9, 000 円	1 万 4, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (イ)	2 万 6, 500 円	1 万 3, 500 円
	3 万 2, 000 円	1 万 6, 000 円

	3 万 8, 000 円	1 万 9, 000 円
	4 万 4, 000 円	2 万 2, 000 円
	5 万 5 00 円	2 万 5, 500 円
	5 万 7, 000 円	2 万 8, 500 円
	6 万 4, 000 円	3 万 2, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 000 円	1 万 6, 500 円
	4 万 1, 000 円	2 万 5 00 円
	4 万 9, 000 円	2 万 4, 500 円
	5 万 7, 000 円	2 万 8, 500 円
	6 万 5, 500 円	3 万 3, 000 円
	7 万 4, 000 円	3 万 7, 000 円
	8 万 3, 000 円	4 万 1, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	2, 500 円
	6, 000 円	3, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	6, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (カ)	2 万 2, 000 円	1 万 1, 000 円
	9, 500 円	5, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (ア)	1 万 6, 000 円	8, 000 円

第61条第1項第5号イ(イ)	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,600円	1万4,000円
	3万1,600円	1万6,000円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万800円	2万500円
	4万6,400円	2万3,500円
	5万3,200円	2万7,000円
	6万1,200円	3万1,000円
	7万400円	3万5,500円
	8万8,800円	4万4,500円
第61条第1項第5号イ(エ)	2万9,500円	1万5,000円
	1万3,000円	6,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第61条第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第14項の13中「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

附則第14項の13の2中「前項の」を「第14項の13の」に改め、「、平成22年度基準エネルギー消費効率」の次に「（基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であって」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び附則第14項の13の2において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「」に、「前項中」を「附則第14項の13中」に改め、「附則第14項の12第4号に規定する」を削り、同項を附則第14項の13の4とし、附則第14項の13の次に次の2項を加える。

14の13の2 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

第61条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円

	1 万7, 900円	4, 500円
	2 万5 0 0円	5, 500円
	2 万3, 600円	6, 000円
	2 万7, 200円	7, 000円
	4 万7 0 0円	1 万5 0 0円
第61条第 1 項第 1 号イ	2 万9, 500円	7, 500円
	3 万4, 500円	9, 000円
	3 万9, 500円	1 万円
	4 万5, 000円	1 万1, 500円
	5 万1, 000円	1 万3, 000円
	5 万8, 000円	1 万4, 500円
	6 万6, 500円	1 万7, 000円
	7 万6, 500円	1 万9, 500円
	8 万8, 000円	2 万2, 000円
	11万1, 000円	2 万8, 000円
第61条第 1 項第 2 号ア	6, 500円	2, 000円
	9, 000円	2, 500円
	1 万2, 000円	3, 000円

	1 万5, 000円	4, 000円
	1 万8, 500円	5, 000円
	2 万2, 000円	5, 500円
	2 万5, 500円	6, 500円
	2 万9, 500円	7, 500円
	4, 700円	1, 200円
第61条第 1 項第 2 号イ	8, 000円	2, 000円
	1 万1, 500円	3, 000円
	1 万6, 000円	4, 000円
	2 万5 0 0 円	5, 500円
	2 万5, 500円	6, 500円
	3 万円	7, 500円
	3 万5, 000円	9, 000円
	4 万5 0 0 円	1 万5 0 0 円
	6, 300円	1, 600円
第61条第 1 項第 2 号ウ(ア)	7, 500円	2, 000円
	1 万5, 100円	4, 000円
第61条第 1 項第 2 号ウ(イ)	1 万2 0 0 円	3, 000円

	2 万 6 0 0 円	5, 5 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (ア)	1 万 2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
	1 万 4, 5 0 0 円	4, 0 0 0 円
	1 万 7, 5 0 0 円	4, 5 0 0 円
	2 万 円	5, 0 0 0 円
	2 万 2, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円
	2 万 5, 5 0 0 円	6, 5 0 0 円
	2 万 9, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円
	第 61 条 第 1 項 第 3 号 ア (イ)	2 万 6, 5 0 0 円
3 万 2, 0 0 0 円		8, 0 0 0 円
3 万 8, 0 0 0 円		9, 5 0 0 円
4 万 4, 0 0 0 円		1 万 1, 0 0 0 円
5 万 5 0 0 円		1 万 3, 0 0 0 円
5 万 7, 0 0 0 円		1 万 4, 5 0 0 円
6 万 4, 0 0 0 円		1 万 6, 0 0 0 円
第 61 条 第 1 項 第 3 号 イ	3 万 3, 0 0 0 円	8, 5 0 0 円
	4 万 1, 0 0 0 円	1 万 5 0 0 円
	4 万 9, 0 0 0 円	1 万 2, 5 0 0 円

	5 万 7, 000 円	1 万 4, 500 円
	6 万 5, 500 円	1 万 6, 500 円
	7 万 4, 000 円	1 万 8, 500 円
	8 万 3, 000 円	2 万 1, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 4 号	4, 500 円	1, 500 円
	6, 000 円	1, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (ア)	1 万 2, 000 円	3, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 ア (イ)	2 万 2, 000 円	5, 500 円
	9, 500 円	2, 500 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (ア)	1 万 6, 000 円	4, 000 円
第 61 条 第 1 項 第 5 号 イ (イ)	2 万 3, 600 円	6, 000 円
	2 万 7, 600 円	7, 000 円
	3 万 1, 600 円	8, 000 円
	3 万 6, 000 円	9, 000 円
	4 万 8 00 円	1 万 5 00 円
	4 万 6, 400 円	1 万 2, 000 円
	5 万 3, 200 円	1 万 3, 500 円
	6 万 1, 200 円	1 万 5, 500 円

	7万400円	1万8,000円
	8万8,800円	2万2,500円
第61条第1項第5号イ(エ)	2万9,500円	7,500円
	1万3,000円	3,500円
第61条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第61条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

14の13の3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第14項の12の2の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23項中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

(1) 第31条の改正規定並びに附則第14項の3、第14項の4及び第23項の改正規定並びに第6項の規定

平成26年10月1日

(2) 附則第5項の5、第6項の3及び第14項の2の25の改正規定並びに第4項及び第5項の規定 平成

27年1月1日

(3) 第24条の2第2項第1号の表の改正規定並びに附則第6項の10の2及び第11項の4の改正規定並びに第3項の規定 平成28年1月1日

(4) 第33条の改正規定及び第8項の規定 平成28年4月1日

(5) 第24条の3の改正規定及び附則第6項の6の改正規定並びに第7項の規定 平成30年1月1日

(6) 第18条第3項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条の2第2項第1号及び附則第6項の10の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第5項の5及び第6項の3第2号ウの規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第14項の2の25の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

6 新条例第31条並びに附則第14項の3及び第14項の4の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

7 新条例第24条の3及び附則第6項の6の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

8 新条例第33条の規定は、第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

9 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

10 この条例（第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第58号

和歌山県特別会計条例の一部を改正する条例

和歌山県特別会計条例（昭和39年和歌山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計」を「和歌山県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「母子家庭」の次に「父子家庭」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第59号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 和歌山市の項中

県営住宅真砂団地	和歌山市吹上一丁目	を
県営住宅城北団地	和歌山市八番丁	

県営住宅城北団地	和歌山市八番丁	に改め、
----------	---------	------

同表紀の川市の項中

県営住宅那賀団地	紀の川市後田	を
県営住宅長山団地	紀の川市貴志川町長山	

県営住宅長山団地	紀の川市貴志川町長山	に改める。
----------	------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県マリナー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第60号

和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表北側緑地駐車場の項を削る。

別表第2中

北側駐車場	1日1回につき	500円	を
北側駐車場	1日1回につき	500円	
北側緑地駐車場	1日1回につき	500円	に

改め、同表備考第8号及び第9号中「北側駐車場」の次に「及び北側緑地駐車場」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第61号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部を改正する条例

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

和歌山県立紀の川高等学校	伊都郡かつらぎ町大字新田120	を
和歌山県立青陵高等学校	和歌山市吹上五丁目6番8号	
和歌山県立きのくに青雲高等学校	和歌山市吹上五丁目6番8号	
和歌山県立南紀高等学校	田辺市学園1番88号	
和歌山県立陵雲高等学校	和歌山市吹上五丁目6番8号	
和歌山県立伊都中央高等学校	橋本市高野口町名古曾558	に
和歌山県立紀の川高等学校	伊都郡かつらぎ町大字新田120	
和歌山県立きのくに青雲高等学校	和歌山市吹上五丁目6番8号	
和歌山県立南紀高等学校	田辺市学園1番88号	

改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第62号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項の規定による督促又は同条第14項の規定による放置違反金等の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 7 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第63号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 6 項第 4 号を次のように改める。

(4) 電子顕微鏡試験

ア 熱電子型電子顕微鏡試験

(ア) 一般撮影	1 視野につき	8,740円
(イ) 電子線による分析		
a 定性	1 測定につき	10,040円
b マッピング	1 測定につき	16,950円

イ 電界放出型電子顕微鏡試験

(ア) 一般撮影	1 視野につき13,380円とし、同一視野内で倍率を変更するごとに2,260円を加算する。
----------	---

(イ) 電子線による分析

- | | |
|---------------|---|
| a エネルギー分散型定性 | 1 測定につき12,460円とし、同一視野内で1測定増すごとに1,560円を加算する。 |
| b 波長分散型定性 | |
| (a) 全範囲 | 1 測定につき 22,310円 |
| (b) 特定元素 | 1 測定につき 1,560円 |
| c その他電子線による分析 | 1時間まで22,310円とし、1時間を超えるときは、その超える1時間までごとに7,190円を加算する。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。